

# 浅间山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

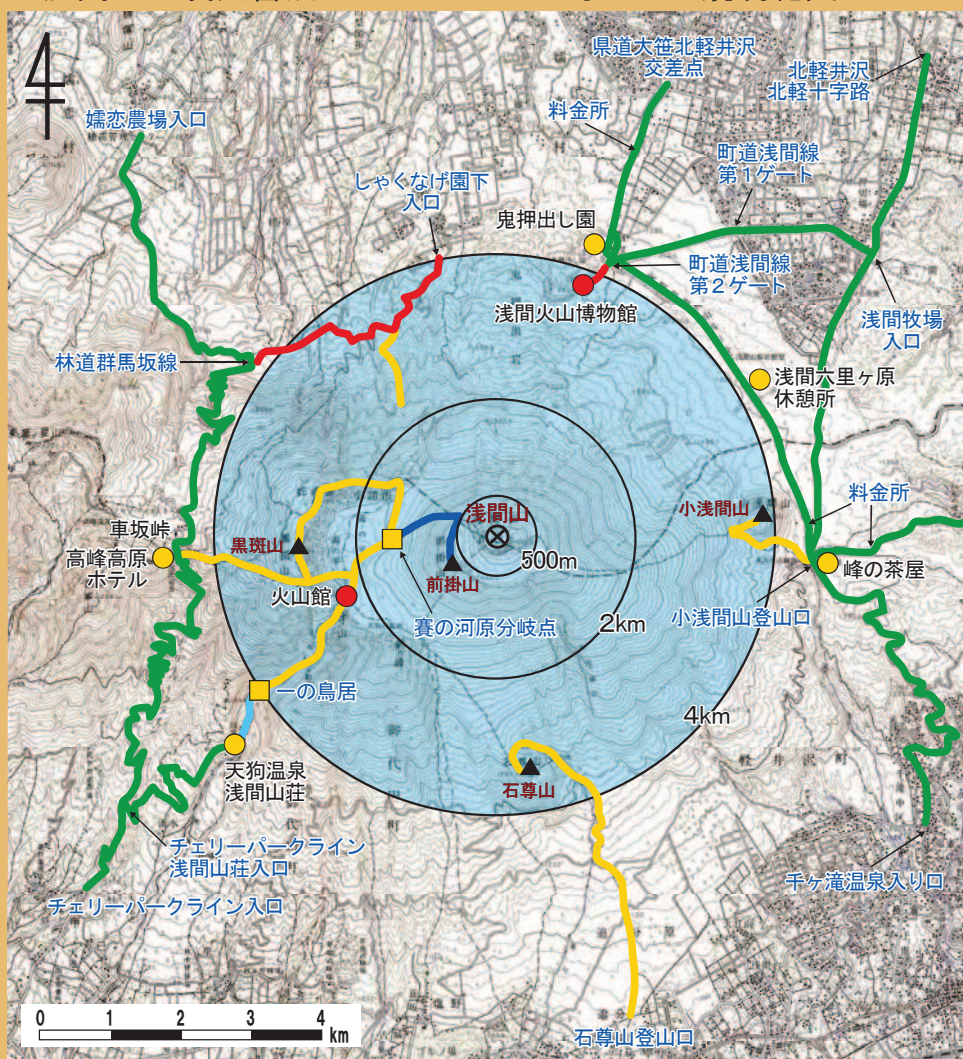
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### 【浅间山の特徴】

溶岩や火砕流、火山灰や軽石が推責した安山岩質成層火山で、爆発的なブルカノ式噴火が多いのが特徴です。最近100年間では50回以上噴火を繰り返しており、火山灰や噴石、空振、小規模な火砕流などが発生しています。最近では2004年に中噴火しています。

## ■浅间山 噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

- この図は浅间山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ書(平成19年11月11日 浅间山火山防災対策連絡会議)に基づき作成しています。
- 浅间山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、嬬恋村、長野原町にお問い合わせください。

この図は噴火警戒レベル1～3の時の規制範囲を示しています。  
なお、居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(避難準備)・レベル5(避難)となります。

### ●噴火警戒レベル1～3で必要な防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	必要な防災対応
レベル3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4km)を超える範囲で注意喚起、一時規制等) 登山禁止 (山頂火口から4km以内規制)
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺立入禁止 (山頂火口から概ね2km立入禁止)
レベル1 (活火山であることに留意)	火口付近立入禁止 (火口から500m以内規制)

### 凡例

- ⊗ 火口
- 立入禁止区域  
(火口から4km以内)

道路：レベルにより規制されます。

- レベル3のときは通行できません。
- レベル3のときは状況により規制が行われます。

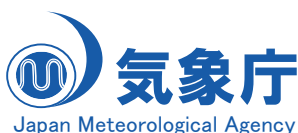
登山道：浅间山では登山して良い登山道が決められています。  
左図に示した登山道を利用してください。  
火口から500m以内は、レベル1でも立ち入り禁止です。

登山が可能な登山道(レベル別)

- レベル3 — (状況により規制される場合があります)
- レベル2 —
- レベル1 —



本冊子は、FSC認証紙および植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

### 気象庁地震火山部火山課 火山監視・情報センター

TEL: 03-3212-8341(内線4526) <http://www.jma.go.jp/>

- 浅间山火山防災連絡事務所 TEL:0267-45-2167
- 長野地方気象台 防災業務課 TEL:026-232-3773 <http://www.jma-net.go.jp/nagano/>
- 前橋地方気象台 防災業務課 TEL:027-231-1404 <http://www.jma-net.go.jp/maebashi/>